

【ポスターセッション】

## 在宅介護者の介護継続に必要とされる緊急ショートステイ

## ー緊急ショートステイ利用による施設入所回避の経済効果ー

○ 筑波大学 氏名 森山葉子 (会員番号 8635)

田宮 菜奈子 (筑波大学・8815)、高橋 秀人 (福島県立医科大学・8634)

キーワード：緊急ショートステイ、在宅介護、介護費用抑制

## 1. 研究目的

わが国は世界一の高齢国でありながら、介護者支援整備は西欧諸国に比して遅れている。さらなる高齢化率の上昇に伴い、施設介護は限界で家族介護に頼らざるを得ず、在宅介護継続の方策を模索する必要がある。T市実態調査(方法参照)により、在宅介護者の20.1%が緊急ショートステイを利用できれば在宅介護を続けられると考えており、同サービスの整備によりこれらの施設入所移行を回避できる可能性が示唆された。そこで、上記による要介護度別人数割合を用いて、T市において在宅介護者が緊急ショートステイを利用することで施設入所移行を回避できた場合に抑制できる介護費用を算出することを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

平成26年2月に実施された「第6期T市高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査(以下実態調査)(在宅で生活している要支援・要介護認定者とその介護者1,972組を対象、回答数984組;有効回収率49.9%)」を用いた。要介護認定者に限定した在宅介護者のうち、今後介護を続けることについて回答した者は451名で、そのうち、何らかの支援が整えばこのまま在宅介護を続けられると回答したものは222名、うち必要な支援として緊急ショートステイを挙げた者151名を、緊急ショートステイを利用すればこのまま在宅介護を続けられる、つまり施設入所移行を回避しうる群とした。この群の要介護度別人数割合を用いて、以下の試算を行った。まず、厚生労働省発表の介護保険事業状況報告(暫定)平成26年3月分によるT市における在宅サービスを利用者の要介護度別の人数に、先の分布を掛け合わせ、T市において施設入所移行を回避しうる人数を算出した。さらに、介護報酬および同介護保険事業状況報告のサービス受給者数および給付費を用い、先に算出した人数が施設を利用した場合と在宅介護を継続した場合の差額を算出した。その際、1か月に緊急ショートステイを利用する日数を3日と仮定し、27日を他の居宅サービスを受けることとした。緊急ショートステイは、併設で多床室利用を仮定し(単位数は、要介護度1:682、要介護度2:751、要介護度3:822、要介護度4:891、要介護度5:959)、緊急短期入所体制確保加算40単位および緊急短期入所受入加算60単位を加算した。T市は介護報酬において6級地であり、短期入所では1単位あたり10.14円である。

## 3. 倫理的配慮

本研究の遂行にあたり、データ利用に等に関わる誓約書を交わし、研究実施については

筑波大学における倫理委員会の承認を得ている。

#### 4. 研究結果

実態調査より、在宅介護をしている者のうち、緊急ショートステイを利用できれば在宅介護を継続できると回答した者は、要介護度 1: 25.4%、要介護度 2: 27.7%、要介護度 3: 21.5%、要介護度 4: 20.3%、要介護度 5: 11.4%であった。介護保険事業状況報告より、要介護度別の T 市における第一号被保険者の在宅サービス利用者数は、要介護度 1: 906 人、要介護度 2: 858 人、要介護度 3: 603 人、要介護度 4: 380 人、要介護度 5: 230 人であった。従って、T 市における在宅サービス利用者のうち、緊急ショートステイを利用すれば在宅介護を継続できる者は、要介護度 1:  $906 \text{ 人} \times 25.4\% = 230 \text{ 人}$ 、同様に、要介護度 2: 237 人、要介護度 3: 130 人、要介護度 4: 77 人、要介護度 5: 26 人と算出された。介護保険事業状況報告より、T 市における 27 日間の 1 人あたり居宅サービス給付費は、要介護度 1:  $69,837 \text{ 円} / 31 \text{ 日} \times 27 \text{ 日} = 60,826 \text{ 円}$ 、同様に、要介護度 2: 83,778 円、要介護度 3: 127,587 円、要介護度 4: 148,603 円、要介護度 5: 169,646 円であり、介護報酬より算出した 3 日間の緊急ショートステイ利用にかかる報酬（自己負担 1 割分を除く）は加算も含めて、要介護度 1:  $(682 + 40 + 60) \text{ 単位} / \text{日} \times 10.14 \text{ 円} / \text{単位} \times 3 \text{ 日} \times 0.9 = 21,410 \text{ 円}$ 、同様に、要介護度 2: 23,299 円、要介護度 3: 25,243 円、要介護度 4: 27,132 円、要介護度 5: 28,993 円であるため、要介護度別の 1 か月間の居宅サービス費用は、要介護度 1:  $60,826 \text{ 円} + 21,410 \text{ 円} = 82,236 \text{ 円}$ 、同様に、要介護度 2: 107,077 円、要介護度 3: 152,830 円、要介護度 4: 175,735 円、要介護度 5: 198,639 円と算出された。また T 市における 1 か月間の 1 人あたり施設サービス給付費は介護保険事業状況報告より、要介護度 1: 222,000 円、要介護度 2: 236,649 円、要介護度 3: 250,364 円、要介護度 4: 262,238 円、要介護度 5: 278,612 円であった。従って、施設入所移行した場合と、緊急ショートステイ利用により在宅介護を継続した場合の差額は、要介護度 1:  $(222,000 \text{ 円} - 82,236 \text{ 円}) \times 230 \text{ 人} = 32,145,720 \text{ 円}$ 、同様に、要介護度 2: 30,703,564 円、要介護度 3: 12,679,420 円、要介護度 4: 6,660,731 円、要介護度 5: 2,079,298 円となり、1 か月あたり総額 84,273,733 円抑制できる可能性が明らかとなった。

#### 5. 考察

緊急ショートステイを利用することにより、在宅介護者の施設入所移行を防げれば、1 か月あたり 84,273,733 円抑制できることを示唆し、これは T 市の 1 か月における介護給付費 784,616,000 円の 10.7%にあたる。ただし、本試算では在宅介護継続意思に無回答の者 (200 名; 30.7%) は、支援により継続可能な群ではないと見なし、分母にのみ含めた。この点では過小評価の可能性がある。一方、実際にはサービスが充実しても継続できない可能性もあり、この点は過大評価になっている。しかし、このサービス充実が在宅介護維持に貢献しうることは明らかであり、ニーズに対応できるよう空床情報公開の充実や施設側の懸念軽減のためのシステム作りなどの体制整備がまず必要である。